

南砺市農業委員会の委員の推薦及び応募状況

最終公表(令和8年4月28日)

○団体による推薦

番号	推薦を受けた者						推薦をした者				
	氏名	性別	年齢	職業	経歴	認定農業者等として認定の有無	名称	代表者氏名	推薦理由	農地利用最適化推進委員への推薦又は応募の有無	
					役職等						
1	石橋 久雄	男	72	農業	認定農業者に準ずる者 ((農)千福宮農 組合員)	有	南山田地域づくり協議会	水上 和夫	地域農業に精通している。	無	
2	谷田 弘志	男	64	農業	認定農業者に準ずる者 (菟谷実践組合理事)	有	菟谷地域づくり協議会	島田 誠治	地域農業に精通している。	無	
3	中川 孝信	男	62	会社員	認定農業者に準ずる者 ((農)理休営農 理事)	有	大鋸屋地域づくり協議会	松本 久介	営農組合では、理事の経験もあり2期にわたり、農地利用最適化推進委員として活躍し、地域農業に精通している。	無	
4	野原 哲二	男	75	農業		無	利賀地域づくり協議会	野原 宏史	地域農業に精通している。	無	
5	堂前 光宏	男	68	農業		無	上平地域づくり協議会	田中 進	現農業委員であり、農業に関し幅広い知識を有し、地域において信頼を得ている。	無	
6	金田 雄介	男	49	農業	認定農業者 (法人代表取締役)	有	山野地域づくり協議会	藤原 洋	現農業委員であり、農業に関する識見を有し、地域の農業事情に精通している。	無	
7	前川 茂	男	76	農業		無	南山見地域づくり協議会	田中 一昭	現農業委員であり、農業に関し幅広い知識を有し、地域において信頼を得ている。	無	
8	今井 智	男	67	農業	認定農業者に準ずる者 ((農)いけのしり宮農組合員)	有	井口地域づくり協議会	長田 貢	地域農業に精通している。	無	
9	小椋 博史	男	52	農業	認定農業者	有	福野北部地域づくり協議会	道畑 慎一	地域農業に精通している。	無	
10	川高 謙一	男	75	農業	認定農業者に準ずる者 (安清集落営農組合理事)	有	高瀬西地域づくり協議会	寺井 克明	営農組合では、組合長の経験もあり、地域農業に精通している。	無	
11	中村 貞信	男	77	農業		無	福野南部地域づくり協議会	大橋 隆樹	地域農業に精通している。	無	
12	池田 昌秀	男	74	農業	認定農業者に準ずる者 ((農)あんごの里農事組合法人役員)	有	安居地区協議会	池田 豊	長年、勤務した経験を活かし、機械化作業への効率化の使用運用の指導に取り組み、農業に関する意見も有し、地域の農業事情に精通している。	無	
13	川合 初浩	男	64	団体職員	福光農協 役員	無	吉江地域づくり協議会	得能 金市	農業に関し幅広い知識を有し、地域において信頼を得ている。	無	
14	北島 直道	男	74	農業		無	南蟹谷地域づくり協議会	戸成 博宣	現農業委員であり、農業に関する識見を有し、地域の農業事情に精通している。	無	
15	加藤 善躬	男	79	農業	認定農業者に準ずる者 (館営農組合 組合長)	有	広瀬館地域づくり協議会	才田 清志	現農業委員であり、農業に関する識見を有し、地域の農業事情に精通している。	無	

番号	推薦を受けた者						推薦をした者				
	氏名	性別	年齢	職業	経歴		認定農業者等として認定の有無	名称	代表者氏名	推薦理由	農地利用最適化推進委員への推薦又は応募の有無
					役職等						
16	石崎 敏行	男	62	団体職員	福光農協 役員		無	いつついし自治会	平野 信一	農業に関する識見を有し、地域農業に精通している。	無
17	影近 博明	男	71	農業	認定農業者に準ずる者 (嫁兼地区営農組合組合長)		有	太美山地域づくり協議会	富堂 重治	営農組合では、組合長を務めており、農業に関する識見を有し、地域の農業事情に精通している。	無
18	細木 和隆	男	71	農業	認定農業者(法人役員)		有	山田地域づくり協議会	岩村 晃	現農業委員であり、農業に関する識見を有し、地域の農業事情に精通している。	無
19	吉田 優子	女	40	農業			無	南砺市農業者会	山田 清志	南砺市農業者会から推薦があり、家族で農業を営み、農業に関する識見を有している。	無
20	神田 照美	女	68	農業	認定農業者(家族)		有	南砺市農業者会	山田 清志	南砺市農業者会から推薦があり、家族で農業を営み、農業に関する識見を有している。	無

○応募した者

番号	氏名	性別	年齢	職業	経歴		認定農業者等として認定の有無	応募理由	農地利用最適化推進委員への推薦又は応募の有無
					役職等				
	なし								

※この公表は、農業委員会等に関する法律第9条第2項及び同法施行規則第6条第1項第2号の規定によるものです。